

02—02.4 T

商標における審決の分類表

1. 事件の種類別分類 (T - ())

第1桁 (産業財産権等の種類)		第2桁 (審級の種類)		第3～5桁 (審判等の種類)		
T	商 標	1	審 判	11	<無 効>	
				12	全 部 無 効	
				13	一 部 無 効	
			5	再 審	14	更新登録無効 (全部) (平成8年改正法前)
					17	更新登録無効 (一部) (平成8年改正法前)
					18	書換登録無効 (全部)
			9	そ の 他	18	書換登録無効 (一部)
					2	判 定
					31	<取 消 し>
		32		31	全 部 取 消	
				32	一 部 取 消	
		51		51	<除 斥 ・ 忌 避>	
				52	除 斥 避	
		651		651	<登録異議の申立て>	
				652	全 部 申 立 て	
		7		7	一 部 申 立 て	
				7	補正却下決定不服	
		8		8	査 定 不 服	
				81	書 換 査 定 不 服	
		91		91	<中 間 決 定>	
92	参 加 許 否 の 決 定					
93	登 録 異 議 に つ い て の 決 定 (平 成 8 年 改 正 法 前)					
94	補 正 却 下 の 決 定					
95	証 拠 保 全 の 決 定					
95		95	受 継 許 否 の 決 定			

2. 判示事項別分類 (T . ())

(1) 無効、査定不服、登録異議についての決定

分類	判 示 事 項
0	審理一般・(別表)
1	商 § 3 一般 商標の登録要件
11	〃 ①一 普通名称
12	〃 ①二 慣用されているもの
13	〃 ①三 産地、販売地、品質、原材料など
14	〃 ①四 ありふれた氏、名称
15	〃 ①五 簡単でありふれたもの
16	〃 ①六 1号から5号以外のもの
17	〃 ② 使用による自他商品の識別力
18	商 § 3①柱書 業務の記載、商標の使用(意思)
2	商 § 4 一般 登録を受けられない商標
21	〃 ①一 国旗、菊花紋章、勳章など
	〃 ①二 条約国の紋章など
	〃 ①三 国際機関の表示など
	〃 ①四 赤十字の標章、記章など
	〃 ①五 監督用、証明用の印章、記号など
	〃 ①六 公益団体など営利を目的としないものの表示など
	〃 ①九 博覧会の賞など
	〃 ①十四 種苗法による登録名称と同一又は類似
22	〃 ①七 公序、良俗
222	〃 ①十九 不正目的の出願
23	〃 ①八 他人の肖像、氏名、著名な芸名など
24	〃 ①十三(平成23年改正法前) 消滅後1年を経過しない他人の商標
25	〃 ①十 一般 周知商標
251	〃 ①十 外観類似
252	〃 ①十 称呼類似
253	〃 ①十 観念類似
254	〃 ①十 商品(役務)の類否
255	〃 ①十 商標の周知
26	〃 ①十一 一般 他人の登録商標
261	〃 ①十一 外観類似
262	〃 ①十一 称呼類似
263	〃 ①十一 観念類似
264	〃 ①十一 商品(役務)の類否
265	〃 ①十一 商品と役務の類否
27	〃 ①十一 一般 誤認混同一般
271	〃 ①十五 出所の混同
272	〃 ①十六 品質の誤認
28	〃 ①十二 他人の登録防護標章
29	〃 ①十七 ワイン・スピリッツの産地表示
<u>40</u>	<u>〃 ④</u> <u>先願に係る他人の登録商標の例外</u>
3	商 § 7(平成8年改正前) 連合商標
4	商 § 8 先願
5	商 § 51② 悪意の使用により取り消された商標の再登録
<u>6</u>	<u>商 § 52の2②</u> <u>類似商標移転等における混同により取り消された商標の再登録</u>
<u>6</u>	商 § 53② 使用権者の不正使用により取り消された商標の再登録
	商 § 77③(→特 § 25) 外国人の権利の享有
	商 § 46①二～六 条約違反など、及び事後的無効事由
7	商 § 15①二 条約違反など
71	商 § 21①(平成8年改正前) 更新登録
72	〃 一(同) 公益的不登録事由
73	〃 二(同) 登録商標の不使用
74	〃 三(同) 商標権者でない者の出願

	商附則 § 13 (平成8年法)	役務重複登録の更新
	商附則 § 17 (同)	役務重複登録の更新無効
8	<u>商 § 64</u>	<u>防護標章</u>
81	<u>〃</u>	<u>標章の同一</u>
82	<u>〃</u>	<u>商品 (役務) の混同</u>
83	<u>〃</u>	<u>商標権者でない者の登録出願</u>
84	<u>〃</u>	<u>条約違反</u>
9		<u>その他</u>
91	<u>商 § 6</u>	<u>一商標一出願</u>
92	<u>商 § 15①四 (平成8年改正前)</u>	<u>正当な権利者以外の代理人又は代表者による出願</u>
93	<u>商附則 § 6① (平成3年法)</u>	<u>使用に基づく特例の適用</u>
941	<u>商 § 4①十八 他</u>	<u>立体商標</u>
942	<u>商 § 7の2</u>	<u>地域団体商標</u>
945	<u>商附則 § 8① (平成18年法)</u>	<u>小売商標の使用に基づく特例の適用 (平成19年4月1日から)</u>
95	<u>商附則 § 6 (昭和34年法)</u>	<u>書換登録</u>
951	<u>〃 一 (同)</u>	<u>商附則4条1項の要件</u>
952	<u>〃 二 (同)</u>	<u>商標権者でない者の申請</u>
分類	<u>判 示 事 項</u>	
8	<u>商 § 64</u>	<u>防護標章</u>
81	<u>〃</u>	<u>標章の同一</u>
82	<u>〃</u>	<u>商品 (役務) の混同</u>
83	<u>〃</u>	<u>商標権者でない者の登録出願</u>
84	<u>〃</u>	<u>条約違反</u>
9		<u>その他</u>
91	<u>商 § 6</u>	<u>一商標一出願</u>
92	<u>商 § 15①四 (平成8年改正前)</u>	<u>正当な権利者以外の代理人又は代表者による出願</u>
93	<u>商附則 § 6① (平成3年法)</u>	<u>使用に基づく特例の適用</u>
941	<u>商 § 4①十八 他</u>	<u>立体商標</u>
942	<u>商 § 7の2</u>	<u>地域団体商標</u>
945	<u>商附則 § 8① (平成18年法)</u>	<u>小売商標の使用に基づく特例の適用 (平成19年4月1日から)</u>
95	<u>商附則 § 6 (昭和34年法)</u>	<u>書換登録</u>
951	<u>〃 一 (同)</u>	<u>商附則4条1項の要件</u>
952	<u>〃 二 (同)</u>	<u>商標権者でない者の申請</u>

(2) 取消し

分類	判 示 事 項	
0	審理一般 (別表)	
1	商 § 50	不使用による取消し
11	〃	商標の同一性
12	〃	かけ込み使用を含めた商標の使用
3	商 § 51	権利者の不正使用による取消し
31	商附則 § 10 (平成3年法)	〃
4	商 § 52の2	類似商標移転等における混同による取消し
5	商 § 53	使用権者の不正使用による取消し
6	商 § 53の2	正当な権利者以外の代理人又は代表者による登録の取消し

(3) 判 定

分類	判 示 事 項	

0	審理一般（別表）
1	同 一
9	そ の 他

(4) 補正却下決定不服・補正却下の決定

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	商 標 （役務）
2	商 品 （役務）

(5) 別表（審理一般の細分類）

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格（権利濫用に関する判断）、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

3. 第1補助分類 (T . - ())

分類	第1補助分類 (審決等の結論)						
	無効、取消し	査定不服	補正却下 不服	判 定	除斥・忌避、 参加許否	付与前異議	付与後異議
W		取り消して差戻し	取り消す				
WY		取り消して登録				理由なし	
WZ		登録しない (当審拒絶理由)				理由あり	
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下 (§ 135)			申立却下
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 (§ 133)	決定却下	申立て却下	申立書却下
Y	無効としない、 取り消さない				認める、 許可する		登録を維持
YA				属する (申立て成立)			
YB				属する (申立て不成立)			
Z	無効とする (請求全部成立) 取り消す (請求全部成立)	登録しない	取り消さ ない		認めない、 許可しない		登録を取消 (申立全部取消)
ZA				属さない (申立て成立)			
ZB				属さない (申立て不成立)			
ZC	無効とする (請求一部成立) 取り消す (請求一部成立)						登録を取消 (一部取消、 一部維持)

(改訂 R5.12)

[\(訂正 R7.7\)](#)

51—04 P U D T

無効審判の請求の対象、無効事由

1. 審判請求の対象

無効審判の請求の対象は、行政処分としての一つの特許（登録）処分である（特 § 123①、実 § 37①、意 § 48①、商 § 46①、§ 68④）。

- (1) 特許・実用新案登録において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに無効審判を請求することができる。
- (2) 商標登録において、指定商品、役務が二以上のものについては、指定商品、役務ごとに無効審判を請求することができる。

2. 無効事由

無効事由は、権利を無効にする理由及び事実である。その理由は、法定（特 § 123①、実 § 37①、意 § 48①、商 § 46①、§ 68④）のものに限られ、これ以外のものを理由として無効審判を請求することができない。いわゆる制限列举規定である。

3. 無効理由（後掲の無効理由一覧参照）

無効の理由は、拒絶の理由とほぼ同じであるが、一部相違する。

(1) 特許、実用新案

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

- (ア) 単一性違反（特 § 37、実 § 6）
- (イ) 特許請求の範囲の省令違反（特 § 36⑥四、実 § 5⑥四）
- (ウ) シフト補正要件違反（特 § 17 の 2④）
- (エ) 文献公知発明に係る情報の記載不備（特 § 36④二、§ 48 の 7、§ 49 五）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

- (ア) 後発的無効理由（特 § 123①七、実 § 37①六）

(イ) 不適法訂正（特 § 123①八、実 § 37①七）

（注）経過措置により、平成 7 年 6 月 30 日以前に出願された外国語特許出願については、旧特 § 184 の 15①に基づく無効理由が存在する。

(2) 意匠

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

一意匠一出願（意 § 7）、組物（意 § ~~89~~）、関連意匠（意 § 10①）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

後発的理由（意 § 48①四）

(3) 商標

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

一商標一出願（商 § 6①②）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

後発的理由（商 § 46①五、六、七）、無権利者登録（商 § 46①四）、先願（商 § 8①）

4. 無効事由存否判断の基準時

無効事由の存否について、いつの時点における法律及び事実状態に照らして判断すべきかという問題があり、これは、無効理由ごとに異なる。

特許、実用新案、意匠では通常、出願時、商標では通常、登録査定時（最三小判平 16.6.8（平 15（行ヒ）265号））であるが、例えば、特 § 123①七、実 § 37①六、意 § 48①四、商 § 46①五の後発的無効理由のように、特許（登録）がされた後において、無効理由を有することとなったときにおける判断時点は、後発的無効理由に該当するに至った時である。

5. 実用新案における基礎的要件の審査との関係

実用新案の無効理由（実 § 37①）と基礎的要件（実 § 6 の 2、§ 14 の 3）は、独立した要件であるが、基礎的要件を満たさない登録実用新案は、考案の単一性（実 § 6）不備及び請求項が省令で定めるところにより記載（実 § 5⑥四）されて

いないことを除き、無効理由を有することになる。

例えば、請求項が方法で記載されていることによる基礎的要件の不備は、実 § 3 柱書違反の無効理由になり、明細書等の記載が著しく不明確であることによる基礎的要件の不備は、実 § 5 違反（明細書等の記載不備）の無効理由となる。

（参考）商標における除斥期間（→51—06）

特許、実用新案登録無効審判における無効理由一覧

新規事項の追加 (特 § 123①一) (実 § 37①一)	出願明細書等の補正が、特 § 17 の 2③、実 § 2 の 2②に違反して新規事項を追加するものであったにもかかわらず特許（実用新案登録）が与えられたこと
外国人の権利能力違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 25、実 § 2 の 5③に違反して、権利を享有できない外国人に対して特許（実用新案登録）が付与されたこと
非発明 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 2①及び § 29①でいう発明、実 § 2①及び § 3①でいう考案でないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
産業上利用可能性違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29①、実 § 3①の産業上利用可能性の要件を満たさないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
新規性違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29①、実 § 3①に規定する新規性を欠如する発明（考案）に対して特許が与えられたこと
進歩性違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29②、実 § 3②に規定する進歩性を欠如する発明（考案）に対して特許が与えられたこと
拡大先願 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29 の 2、実 § 3 の 2 に規定する後に公開された先願に記載された発明（考案）と同一の後願発明（考案）に対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
公序良俗違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 32、実 § 4 に規定する公序良俗等に反する発明（考案）に特許（実用新案登録）が与えられたこと
共同出願要件違反 ※ (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特許（実用新案登録）を受ける権利を共有する発明（考案）については共同出願しなければならない旨の特 § 38、実 § 11①の規定に反して特許（実用新案登録）が与えられたこと
先願 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 39①～④、実 § 7①～③の後願排除等の規定に反して特許（実用新案登録）が与えられたこと
条約違反 (特 § 123①三) (実 § 37①二)	条約に違反して特許（実用新案登録）が与えられたこと
明細書の記載要件違反 (特 § 123①四) (実 § 37①四)	特 § 36④一、実 § 5④に規定する明細書の記載要件を満たさないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと

特許請求の範囲の記載要件違反 (特 § 123①四) (実 § 37①四)	特 § 36⑥一～三、実 § 5⑥一～三に規定する特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）の記載要件を満たさないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
原文新規事項 (特 § 123①五)	外国語書面に新規事項を加えた外国語書面出願に対して特許が与えられたこと
冒認出願 ※ (特 § 123①六) (実 § 37①五)	特許（実用新案登録）を受ける権利を有しない者の出願に対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
後発的無効理由 (特 § 123①七) (実 § 37①六)	特許（実用新案登録）後に事後的に、上記の「外国人の権利能力欠如」又は「条約違反」の特許（実用新案登録）になったこと
不適法訂正 (特 § 123①八) (実 § 37①七)	特許（実用新案登録）に対して特 § 126、§ 134 の 2、実 § 14 の 2 に規定する訂正要件を満たさない訂正がされたこと

※ 権利帰属に係る無効理由については、特許法第 74 条第 1 項の規定による請求に基づき、特許権の移転の登録があった時は無効理由から除かれる。

意匠登録無効審判における無効理由と適用条文一覧

無効理由	適用条文
意匠登録要件違反 (意 § 3、§ 3 の 2)	意 § 48①一
不登録事由違反 (意 § 5)	意 § 48①一
先願違反 (意 § 9①、②)	意 § 48①一
本意匠に専用実施権が設定されているにもかかわらず意匠登録がされた関連意匠(意 § 10⑥②)	意 § 48①一
意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠 (意 § 10⑥)	意 § 48①一
共同出願違反 (意 § 15①で準用する特 § 38)	意 § 48①一
外国人の権利享有違反 (意 § 68③で準用する特 § 25)	意 § 48①一
条約違反	意 § 48①二
無権利者登録	意 § 48①三
後発的外国人の権利享有違反・条約違反	意 § 48①四

商標登録無効審判における無効理由と適用条文一覧

無効理由	適用条文	除斥期間(商 § 47) (注1)
商標登録要件違反 (商 § 3)	商 § 46①一	○
不登録事由違反 (商 § 4①)	商 § 46①一	○ (第8号、第10号、 第11号～第15号、第17 号)(注2)
地域団体商標登録要件違反 (商 § 7の2①)	商 § 46①一	○
先願違反 (商 § 8①、②、⑤)	商 § 46①一	○
登録取消における再登録禁止違反 (商 § 51②、§ 52の2②、§ 53②)	商 § 46①一	×
外国人の権利享有違反 (商 § 77③で準用する特 § 25)	商 § 46①一	×
条約違反	商 § 46①二	×
商 § 5⑤の要件違反	商 § 46①三	×
無権利者登録	商 § 46①四	○
後発的外国人の権利享有違反・条約違反	商 § 46①五	×
後発的不登録事由違反 (商 § 4 ① 一～三、五、七、十六)	商 § 46①六	×
後発的地域団体商標要件違反	商 § 46①七	×
防護標章登録要件違反 (商 § 64)	商 § 68④	×

注1：○印は、商標権の設定登録の日から5年を経過した後は請求することができないもの。

注2：第4条第1項第10号及び第17号については不正競争の目的で商標登録を受けた場合、及び第15号については不正の目的で商標登録を受けた場合は、この限りではない。

(改訂 R5. 12)

[\(訂正 R7. 7\)](#)

51—07 P U D T

無効審判の請求書

1. 一般的事項

(1) 無効審判請求に当たり、請求人は、特 § 131①②（実 § 38①②、意 § 52、商 § 56①）に定める記載要件を満たした請求書を提出しなければならない（特施規 § 46①、実施規 § 23⑩、意施規 § 14①、商施規 § 14）（→21—00）。

(2) 副本（送付用・審理用）の提出数

請求書及び添付書類については、相手方（参加人を含む。審理が併合された場合、他の事件分も）の数に応じた副本（特施規 § 4、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①、特施規 § 50②、実施規 § 23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）及び審理用の副本 1 通（特施規 § 50 の 4、実施規 § 23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）を、それぞれ提出しなければならない。

これは、無効審判に関する全書類（証拠物件、特 § 134 の 2 の訂正請求書も含む。）について、同様である。

なお、証拠物件が文書の写し等であって、それが電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（DVD-R）をもって提出することができる（特施規 § 50⑥、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。この場合、提出する光ディスクは 1 枚でよい。（具体的な提出方法については、[特許庁ウェブサイト](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html) (https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html) を参照。)

2. 請求の趣旨

(1) 請求人の請求の内容（請求人が得ようとする審決の結論）を特定するものであって、そこには、請求の対象が明確に特定されていなければならない。

(2) 通常は、「特許第〇〇号の特許（実用新案登録第〇〇号の実用新案登録、意匠登録第〇〇号の意匠登録、商標登録第〇〇号の商標登録）を無効とする、審

判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように表示される。

2以上の請求項、指定商品・役務に係るものについて、請求項、指定商品・役務ごとに無効審判の請求がされるときは、「特許（実用新案登録）第〇〇号の特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）の請求項〇に係る発明（考案）についての特許（実用新案登録）を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」、「商標登録第〇〇号の指定商品（及び指定役務）中、「第〇類 〇〇」についての商標登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように表示される。

特許無効審判においては、請求の趣旨の欄に請求項が特定されていなくても、「請求項ごと」に請求されているものとして取り扱う。商標登録無効審判においては、請求の趣旨の欄に指定商品及び指定役務が特定されていなくても、「指定商品及び指定役務ごと」に請求されているものとして取り扱う。

- (3) 特許無効審判については、訂正審判等によって、請求項の数に変動があり、それに伴い無効審判の請求の趣旨が変更されても、請求書の要旨を変更するものとは扱わない。

3. 請求の理由

特許、実用新案、意匠登録無効審判における「請求の理由」は、権利を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載しなければならない（特§131②、実§38②、意§52）。

- (1) 「権利を無効にする根拠となる事実を具体的に特定する」

ア 「権利を無効にする根拠となる事実」 —主要事実の網羅性—

「権利を無効にする根拠となる事実」とは、無効理由の根拠となる法条の要件（「要件事実」）を構成する具体的事実（「主要事実」）のことである。

通常は、特定の無効理由の法条は複数の要件から構成されていて、「権利を無効にする根拠となる事実」もそれぞれの要件に対応して複数あるので、その全ての要件について網羅して、対応する「事実」が記載されていなければならない。例えば、以下のとおりである。

(ア) 出願日の繰下げ等の基準日の変動が生じる事実を前提として当該権利を無効にすべきことを主張するときは、その前提となる出願日の繰下げ等に

関する根拠法条（例：特§44②など）の要件が主要事実となる。

（例）分割要件違反（特§44②）、変更出願要件違反（特§46⑤→特§44②）、優先権主張の無効性（特§41②③等）、新規性喪失の例外要件の不適合（特§30①②）等

（イ）周知の事実（周知技術・慣用技術等）であっても、それが無効理由の根拠となる法条の要件を構成する主要事実である限り、「権利を無効にする根拠となる事実」として請求の理由の欄に記載されていなければならない。

（ウ）主要事実を推認させる間接事実や必要な証拠の証明力等を明らかにする補助事実は、主要事実ではないから当初の請求の理由に記載する義務はないが、それらがあるときは必要に応じて記載されていることが望ましい。ただし、事案の性質から主要事実の存在を直接に示せないために、主要事実の記載に代えて主要事実を推認させる間接事実を示すほかないときには、実質的に見てその間接事実は主要事実を主張するものであるから、当初の請求の理由において当該間接事実が記載されていなければならない。

イ 「具体的に特定する」 — 主要事実の具体性・特定性 —

権利を無効にする根拠となる事実を「具体的に特定する」ことが記載要件とされているから、主要事実は十分に具体化して記載されなければならない。

例えば、新規性違反に基づく無効理由の場合、出願前に頒布された刊行物に特許発明が記載されている事実を主張するときは、その発明の内容を具体的に記載し（発明の特定）、それがいつ（先行の事実の特定）、どこで（頒布場所の特定）発行されたどの刊行物（刊行物の特定）のどの頁のどこにどのような事項が（記載の具体的特定）記載されているのかが具体的に記載されていなければならない。

先行技術として刊行物名のみを挙げてそれが存在することのみを事実として記載されているだけのときは、権利者が対応することができるように具体的に事実を特定しているとはいえないため、記載要件を満たさない（先行の事実を基礎付ける具体的事実がない点で具体性・特定性を欠く。）。

換言すれば、証拠たる刊行物を精査しなくても、請求の理由の記載だけで、権利を無効にする根拠となる事実が把握できる程度に具体的に、主要事実が特定される必要がある。

請求人が、証拠の提示を後の証拠調べ等で行うことを前提として、当初の審判請求書に証拠の添付をしないときは、被請求人が証拠となる事実の内容を把握できないので、請求の理由の記載のみによって主要事実が十分に把握できるように、具体的に特定される必要がある。

(2) 「立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載する」

請求の理由の記載には「立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載する」ことが求められる（特 § 131②、実 § 38②、意 § 52）。

ア 「立証を要する事実」（「要証事実」）

無効審判における「立証を要する事実」とは、請求人の主張する主要事実（上記（1）にしたがって具体的に特定した「権利を無効にする根拠となる事実」）の全てである。

ただし、合議体に顕著な事実については証明が不要であるから要証事実ではない。また、法律の適用などはそもそも事実問題ではないので要証事実ではない。

職権主義を採る無効審判においては、民事訴訟と異なり、自白の効力を認めていないから（特 § 151 における民訴 § 179 の読替え規定参照）、権利者が争わない主要事実であっても証明することが必要であり、主要事実の全て（合議体に顕著な事実を除く）が要証事実となる。

イ 「（要証）事実ごとに証拠との関係を記載する」

「（要証）事実ごとに証拠との関係を記載する」とされているのは、通常は無効理由の根拠法条は複数の要件から構成されていることから、要証事実（≡主要事実）も複数あることを前提としているためである。

複数の要証事実に対して複数の証拠があるときには、要証事実と証拠との関係が不明確になるおそれがある。そのときは、権利者の対応負担や審理遅延が生じるため、要証事実のそれぞれと証拠のそれぞれがどのように対応しているかが記載されていなければならない。

（例）進歩性違反に基づく無効理由の根拠となる事実を主張しつつ証拠として先行技術文献が提出される場合、その文献が特 § 29①三に規定される刊行物であるとして、特 § 29②でいう「前項各号に掲げる発明」の存在を立証しようとしているのか、それとも、その文献が当業者の知識レベルを

示すものであるとして、特 § 29②でいう「当該発明の属する技術の分野における通常の知識」を立証しようとしているのかが明確にされる必要があることがある。こうしたときには、その証拠によってどの要証事実を証明しようとしているかが特定できるように記載されていなければならない。

また、ある要証事実の立証のために極めて大部の証拠の一部のみを用いるときは、当該大部の証拠全体に付された証拠番号の引用によって要証事実との関係が記載されるだけでなく、より具体的に、その証拠中のいずれの部分が要証事実と対応するかが特定される必要がある。

(3) 「請求の理由」の記載例（特許、実用新案）

特許発明について、進歩性違反に基づく無効理由を主張するときは、「本件発明が、特許出願前に当業者が特許法第 29 条第 1 項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができた」ものであるという特 § 29②の規定の要件（要件事実）に則した形で、当該無効理由に係る事実関係（主要事実）を具体化して記載する。

ア 請求の対象となる特許発明（本件特許発明）の特定

どの請求項に係る特許発明についての無効理由かを明確にし、当該特許発明に係る特許請求の範囲（請求項）の記載を摘記することにより当該特許発明を特定する。また、進歩性違反に基づく無効理由の主張立証に必要なときは、その特許発明の解決すべき課題や効果などを記載する。

イ 先行技術発明の存在

当該特許発明に係る出願の前に特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する先行技術発明が存在した事実を具体的に記載する。例えば、特 § 29①三の刊行物記載発明の存在により先行技術発明の存在を立証しようとするときには「本件発明に係る出願の日である〇〇年〇月〇日前の〇〇年〇月〇日に〇〇に頒布された刊行物である△△著、「〇〇〇〇」、第□□版、△△社の第〇〇頁第〇行から第〇行には〇〇と記載されている。」のように、刊行物の著者、書名、版数、発行国、発行所、発行年月日、を特定し、かつ関係する記載箇所と記載内容とを具体的に特定するとともに、その記載から把握できると主張する先行技術発明を特定する。

ウ 本件特許発明と先行技術発明の対比

本件特許発明に係る特許請求の範囲の記載に基づいて、必要に応じて特許発明を分説するとともに、先行技術発明との対比を行い、両者の一致点及び相違点を特定する。

エ 相違点についての当業者の容易想到性

両者の相違点が、当業者にとって容易に想到し得るとの主張の根拠となる事実について記載する。特 § 29②の要件に合致するためには、その特許出願前において当業者が容易に発明をすることができたといえなければならないから、必要に応じ、当該特許出願前における当業者（その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者）を定義する（「その発明の属する技術分野」の特定や「その出願前における」「通常の知識」の特定など）。そして、その当業者が特許発明を容易に発明することができたと主張する根拠となる事実（容易想到性の論理構成を含む）を記載する。

オ 結論

本件特許発明は、その特許出願前に頒布された刊行物である甲○号証に記載された発明及び甲○号証に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許は、特許法第 29 条第 2 項の規定に違反してされたものであり、特許法第 123 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、特許を無効とすべきである旨の結論を記載する。

(参考) 「証拠一般」 (→34—01～34—01.1)

(改訂 R5.12)

(訂正 R7.7)